

みえジビエ登録制度実施要領

平成 25 年 12 月 18 日	農林水第 20-224 号
平成 27 年 4 月 9 日	農林水第 16-1 号
平成 27 年 7 月 1 日	農林水第 16-66 号
平成 28 年 5 月 20 日	農林水第 16-28 号

第1 趣旨

これまで、野生の鹿肉や猪肉の利活用促進にあたり、捕獲、止め刺し、放血、解体処理、流通などの面で非常に不透明な部分が多く、利活用の意向がある飲食、加工事業者等が、食の安全・安心面や肉の品質面などにおいて不安視してきた結果、思うように利活用の拡大につながらなかった。

そこで、県では、鹿肉や猪肉の取り扱いに関して、食品衛生法による規定のほか、衛生管理や肉の品質を保つための取り組みなど、事業者の自主管理等を定めた「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル（以下、「マニュアル」という。）を定め、捕獲や解体処理現場等への導入を進めてきた結果、本県で生産される鹿肉や猪肉に対する評価が県内外で高まり、積極的に利活用が行われるようになってきた。

しかし、マニュアルに沿った鹿肉や猪肉が、従来の鹿肉や猪肉とは、衛生管理や品質確保などの取り組みが異なるにも関わらず、その情報が伝わりにくい状況にある。

そこで、マニュアルに沿った鹿肉や猪肉であることを明確にし、今後、さらに飲食事業者、加工業者、消費者等に対し分かりやすい仕組みを構築し、消費や利活用意欲を高めることを目的に、みえジビエ登録制度（以下、「みえジビエ制度」という。）を設ける。

第2 定義

- みえジビエとは、三重県内で捕獲、解体処理されたニホンジカ又はイノシシの肉のうち、次の要件をすべて満たすものをいう。
 - 人の食用（食品加工原料を含む）とするもの。
 - 食品衛生法等の法令を遵守した解体処理施設において、マニュアルに基づき解体処理を行ったもの。
 - みえジビエ制度に登録された解体処理施設で解体処理されたもの。
- みえジビエを原料とした加工品とは、次の要件をすべて満たすものをいう。
 - 人の食用（食品加工原料を含む）とするもの。
 - 食品衛生法等の法令を遵守した施設で、製造、加工されたもの。
 - 原料となるニホンジカ又はイノシシの肉は、すべてみえジビエを用いるもの。
 - 加工前の原料総重量のうち、みえジビエの使用重量が1/3以上を占めているもの又は原料となる肉にはすべてみえジビエを使用するとともに加工前の原料総重量のうち、みえジビエの使用重量が10%以上を占めているもの。
- みえジビエ料理とは、次の要件をすべて満たすものをいう。
 - 人の食用とするもの。
 - 食品衛生法等の法令を遵守した施設で、作られるもの。

- (3) 食材となるニホンジカ又はイノシシの肉は、すべてみえジビエを用いるもの。
または、みえジビエを原料とした加工品を加熱等し、その場で摂取できるような状態にあるもの。
- (4) マニュアルにある加熱調理方法等を遵守している料理であるもの。
- (5) みえジビエを食材に使用していることが、視覚的に確認できる料理であるもの。

第3 登録の対象

本制度における登録の対象は、次のとおりとし、事業者の申請により、事務を取り扱う。

(1) みえジビエ解体処理施設及び事業者

次の要件をすべて満たすものを登録の対象とする。

- ア 食品衛生法等の関係法令を遵守した施設であること。
- イ 受入を行うニホンジカ又はイノシシは、すべて三重県内で捕獲されたものであること。
- ウ マニュアルに基づいて解体処理を行う施設であること。
- エ 日常的又は定期的に解体処理を行う施設であること。
- オ 解体処理作業の責任者や解体処理作業従事者は、施設運営関係者であること。
- カ 施設の所在地が三重県内であること。
- キ みえジビエに関する情報発信、みえジビエの推進に協力を行うこと。
- ク みえジビエを含む獣肉の利活用に関して、県の調査等に協力を行うこと。
- ケ 登録後の遂行状況等の調査に協力すること。

(2) みえジビエの食べられるお店及び事業者

次の要件をすべて満たすものを登録の対象とする。

- ア 食品衛生法等の関係法令を遵守した施設であること。
- イ みえジビエ料理を提供する施設であること。
- ウ 日常的又は定期的に営業している施設であること。
- エ みえジビエ料理の提供を通年（予約対応可）もしくは期間（季節）限定の提供の場合には、毎年、3ヶ月以上の期間で複数年提供（予約対応可能）すること。
- オ みえジビエに関する情報発信、みえジビエの推進に協力を行うこと。
- カ みえジビエを含む獣肉の利活用に関して、県の調査等に協力を行うこと。
- キ 登録後の遂行状況等の調査に協力すること。

(3) みえジビエを原料とした加工品製造施設及び事業者

次の要件をすべて満たすものを登録の対象とする。

- ア 食品衛生法等の関係法令を遵守した施設であること。
- イ みえジビエを原料とした加工品を製造する施設であること。
- ウ 日常的又は定期的に稼働している施設であること。
- エ みえジビエに関する情報発信、みえジビエの推進に協力を行うこと。
- オ みえジビエを含む獣肉の利活用に関して、県の調査等に協力を行うこと。
- カ 登録後の遂行状況等の調査に協力すること。

(4) みえジビエの買えるお店及び事業者

次の要件をすべて満たすものを登録の対象とする。

- ア 食品衛生法等の関係法令を遵守した施設であること。
- イ みえジビエ又はみえジビエを原料とした加工品の販売（通信販売を含む）又は

斡旋を行う施設であること。

ウ 日常的又は定期的に営業している施設であること。

エ みえジビエに関する情報発信、みえジビエの推進に協力を行うこと。

オ みえジビエを含む獣肉の利活用に関して、県の調査等に協力を行うこと

カ 登録後の遂行状況等の調査に協力すること。

第4 登録基準

登録にあたり、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) マニュアルを遵守すること。

(2) 第3に規定するいずれかの施設であること。

(3) 食品衛生法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の関係法令を遵守していること。

(4) 製造、販売等に関する関係法令等の許可の取得や届出等を行っていること。

(5) 第5の3で提出する食品衛生監視票の合計点が80点以上であること。

(6) 都道府県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

(7) 商品やメニュー等のクオリティが著しく劣っていないこと。

なお、この項目に関しては主観的な判断となるため、登録審査時に試食で判断する。

(8) 商品やメニュー等の表示が、関係法令やマニュアルに基づき、適正に表示されていること。

(9) その他、知事が登録を認めるには相応しくないと判断される事項がないこと。

第5 登録申請

1 みえジビエ登録制度の申請は、三重県農林水産部フードイノベーション課で、適宜受け付けるものとする。

2 みえジビエ登録制度の審査を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、「みえジビエ登録申請書」（以下、「申請書」という。）（第1号様式）を1部、知事に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) みえジビエ登録申請調書（第2号様式）

(2) 誓約書（第3号様式）

(3) 申請者の概要が分かる書類

ア 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
法人以外の団体にあつては、代表者の住民票（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

個人にあっては、申請者の住民票（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

イ 申請者の事業内容等が分かる書類

ウ 施設の位置を示した図面

(4) 本登録申請をしようとする施設で製造する商品（販売品、メニュー等を含む）や登録しようとする施設の概要が分かる写真及び書類（商品説明書、施設図等）

(5) 納税証明書

ア 三重県内に本支店や営業所がある事業者については、三重県の県税事務所が発行す

る「納税証明書」（証明内容：「県税に滞納がないこと」。過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

イ 全事業者について税務署が発行する「納税証明書その3」（証明内容：「消費税及び地方消費税に未納がないこと」。過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

(6) 食品衛生法等の規定による、該当する営業許可証、または、届出の写し
ただし、保健所政令市（保健所設置市）及び県外の事業者については、第4号様式による営業許可証明書の原本

(7) 各保健所が交付する食品衛生監視票（過去1年以内に発行したもの）の写し
ただし、みえジビエの買えるお店の登録申請者のうち、斡旋を行う者については、提出不要。

(8) みえジビエ解体処理施設を登録申請する場合には、販売しようとする精肉（冷凍）を100g程度に小分けし、部位別に各1ブロック提出すること。

例）ロース 100g×1ブロック、モモ 100g×1ブロック など

(9) みえジビエの食べられるお店を登録申請する場合には、主たるみえジビエ料理の写真もしくは過去に提供していたジビエ料理の写真を添付すること。

(10) みえジビエを原料とした加工品製造施設を登録申請する場合には、申請しようとする加工品の現物を3個、申請書に添えて提出すること。

なお、商品ラベルにみえジビエを原料とした加工品の表示等を行う理由から、申請時に当該商品が完成していない場合には、申請時に当該加工品の原料、内容表示などの詳細がわかる書類で、当該商品の現物提出に代えることができる。

ただし、その場合には、当該商品の完成後、販売開始までに当該商品の現物を3個提出し、三重県の承認を得ること。

また、既に発売している商品については、申請日直近の食品安全検査結果を、未発売のものについては、商品発売前には、当該商品の食品安全検査結果の写しを提出すること。

ただし、既に県がみえジビエを原料とした加工品と認めている商品については、商品の現物提出を省略することができる。

(11) みえジビエの買えるお店を登録申請する場合には、販売又は斡旋する商品の写真を添付すること。

(12) その他、特に知事が必要と認める書類等

4 登録申請料、登録料は、無料とするが、申請にかかる実費（商品見本、試食経費、送料等）については、申請者の負担とする。

第6 登録の審査

1 審査は、第5で提出された書類等により、第3及び第4に基づき、行うものとする。

2 審査は、フードイノベーション課、その他県の関係部局関係者により行うものとする。

3 審査の参考にするため、申請者へのヒアリング及び現地審査を実施するものとする。

なお、現地審査は、次の内容を主に確認するものとする。

(1) みえジビエ解体処理施設

施設の内容、提出書類との整合性、関係法令等の許可証等、金属探知機の有無、衛生検査道具の種類、解体処理方法、使用道具、肉の保存方法、マニュアルとの整合性、その他必要と判断する事項

(2) みえジビエの食べられるお店

施設の内容、提出書類との整合性、関係法令等の許可証等、みえジビエ料理内容、試食、その他必要と判断する事項

なお、みえジビエ料理に関しては、登録申請書が提出される前に、フードイノベーション課の職員が確認している場合には、みえジビエ料理の現地審査を省略することができる

(3) みえジビエを原料とした加工品製造施設

施設の内容、提出書類との整合性、関係法令等の許可証等、みえジビエを原料とした加工品製造工程、その他必要と判断する事項

(4) みえジビエの買えるお店

施設、提出書類等の整合性、関係法令等の許可証等、販売品、保存保管方法、その他必要と判断する事項

4 審査の参考にするため、県健康福祉部食品安全課（以下、「食品安全課」という。）に対し、申請内容の許可等について、第5号様式により意見を徴収する。ただし、第5の3の規定により、営業許可証又は届出の写しの代わりに、営業許可証明書の原本を提出した申請者については、これを省略することができる。

また、必要に応じて有識者の意見を聴くことができる。

5 申請者は、書類審査又は現地審査時に審査が円滑にできるように協力するものとする。

6 知事は、第6に基づき審査した結果、登録が適当と判断したときは、登録を認める。

7 知事は、第6に基づき審査した結果、登録が不適当と判断したときは、登録を認めない。

第7 登録審査結果の通知等

1 知事は、第6の6または7の結果を、当該申請者に「みえジビエ登録制度審査通知書」（第6号様式）により通知する。

なお、更新時にも同様に取り扱う。

また、登録を認めた事業者（以下、「登録事業者」という。）に対し、登録証及び表示看板を交付する。

ただし、表示看板の交付は、申請内容が複数ある場合または登録更新時であっても1事業者1回限りとし、再交付は行わない。

2 登録有効期間は、登録した日から3回目の5月末日までとする。

3 登録番号は、みえジビエ第（登録区分）－（登録番号）号とする。

(1) 登録区分は、次のとおりとする。

A＝みえジビエ解体処理施設

B＝みえジビエの食べられるお店

C＝みえジビエの買えるお店

D＝みえジビエを原料とした加工品製造施設

(2) 登録番号は、登録区分ごとに、登録を認めた順に割り振る。

ただし、登録更新や登録抹消などにより、欠番を生じた場合には、その番号は欠番として扱う。

4 登録の可否にかかわらず、申請があったものについては、第7号様式による「みえジビエ登録台帳」（以下、「台帳」とする。）を整備し、フードイノベーション課が作成のう

え、食品安全課と情報を共有する。

第8 登録の公表等

知事は、登録した事業者及び内容等を公表する。

第9 登録内容の変更、登録の取り下げ

- 1 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、「みえジビエ登録制度登録内容変更申請書」（第8号様式）により、速やかに知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき
 - (2) 製造するみえジビエ及びみえジビエを原料とした加工品の内容を変更（新商品製造も含む）したとき
 - (3) みえジビエを原料とした加工品の製造、販売、斡旋を廃止又は中止（休止も含む）したとき
 - (4) みえジビエの販売、斡旋を廃止又は中止（休止も含む）したとき
 - (5) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき
- 2 登録事業者が自己都合により、登録期間内であっても登録を取り下げることができる。ただし、この場合にはその旨を記載した知事あての書面に、第7の1で交付した登録証及び表示看板を添えて、フードイノベーション課に提出する。

第10 登録更新

登録を更新しようとする登録事業者は、登録期間の満了日の1ヶ月前までに申請を行わなければならない。

申請の方法は、第11で規定する「みえジビエ関連取扱い実績報告書」提出時の登録継続の意思表示をもって代えることができる。

ただし、登録内容を変更する場合には、変更申請を必要とする。

第11 実績報告書

登録事業者は、毎年4月末日までに、前年度（4月～翌3月）における当該商品の販売量、生産量、取扱量の実績等を「みえジビエ関連取扱い実績報告書」（第9号様式）により知事へ報告しなければならない。

第12 業務状況の聴取等

知事は、特に必要があると認めるときは、登録事業者に対して報告を求め、調査し又は必要な指示を行うことができる。

第13 登録の取消

- 1 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。この場合、登録事業者に損害が生じても、県はその責を負わない。
 - (1) 登録を受ける要件、資格を欠くに至ったとき
 - (2) 登録内容が登録基準に適合しないと認められたとき
 - (3) 虚偽の申請により登録を受けたとき
 - (4) 第9の規定による申請又は第11の規定による報告を正当な理由なく行わなかった

とき

- (5) 第12の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し又は指示に従わなかったとき
 - (6) 当該商品等の生産、製造又は販売、斡旋を廃止又は1年間以上中止したとき
 - (7) 県の指示、指導、依頼事項等を遵守しなかったとき
 - (8) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき
- 2 対象となる登録事業者には、「みえジビエ登録制度登録取消通知書」(第10号様式)により、取消となる内容等について通知する。
- また、登録を抹消した場合には、第7の4に規定する台帳に記載のうえ、フードイノベーション課及び食品安全課と情報を共有するものとする。
- 3 知事は、登録を取り消す場合は、その対象となる内容及びその者の氏名(法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)を公表することができる。
- 4 第1項の規定に該当することにより登録を取り消された者は、その取り消しの日から1年を経過しなければ、新たな登録を申請することができない。
- 5 登録を取り消された事業者は、速やかに第7の1で交付した登録証及び表示看板をフードイノベーション課に返却しなければならない。

第14 登録の表示

- 1 登録事業者は、第7により交付した登録証及び表示看板を施設に掲示するものとする。
 - 2 登録事業者は、当該施設、当該商品、当該メニュー、ホームページ等で、「みえジビエ」と表示することができる。
- ただし、表示する場合には、他の商品等と誤解を招かないように十分に注意する。

第15 登録事業者の責務

- 1 登録事業者は、この要領の定めるところを誠実に遵守するとともに、次の各号について特に留意しなければならない。
 - (1) 登録申請時の商品(登録変更申請時も含む)等の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。
 - (2) 第12の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。
- 2 登録申請時の商品(登録変更申請時も含む)等の品質、流通、販売等において事故等が発生したときには、登録事業者がその責任を負うものとする。

また、事故等が発生したときは「みえジビエ事故等発生通知書」(第11号様式)により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 3 食の安全性などの重大な事案が発生した場合には、県からの回収などの指導に従わなければならない。

なお、この場合においても回収等の経費及び損害は、登録事業者が負うものとする。

第16 事務処理

この登録に関する主たる事務は、農林水産部フードイノベーション課が行う。

第17 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項はフードイノベーション課が別に定める。

附則

この要領は、平成25年12月20日から施行する。

この要領は、平成27年4月9日から施行する。

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

この要領は、平成28年5月20日から施行する。

みえジビエ登録申請書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

申請者

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏名： 印

担当者名：

電話：

FAX：

E-mail：

みえジビエ登録制度実施要領第5の2に基づき、下記の書類を添えて、みえジビエ登録申請書を提出します。

記

- 1 みえジビエ登録申請調書
- 2 誓約書
- 3 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
法人以外の団体にあっては、代表者の住民票（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
個人にあっては、申請者の個人の住民票（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- 4 申請者の事業内容等が分かる書類、施設の位置図（パンフレット等）
- 5 当該商品（販売品、メニュー）や登録しようとする施設の概要が分かる写真及び書類
- 6 納税証明書
 - ・三重県内に本支店や営業所がある事業者については、三重県の県税事務所が発行する「納税証明書」（証明内容：「県税に滞納がないこと」。過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
 - ・全事業者について税務署が発行する「納税証明書その3」（証明内容：「消費税及び地方消費税に未納がないこと」。過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- 7 食品衛生法の規定による、該当する営業許可証、または、届出の写し
（保健政令市及び県外の事業者は、営業許可証明書の原本）
- 8 食品衛生監視票（過去1年以内に発行したもの。ただし、みえジビエ又はみえジビエを原料とした加工品の斡旋は除く）
- 9 その他知事が必要と認める書類 （規格A4版）

第2 - 1号様式（第5の3の（1）関係）

みえジビエ登録申請調書（みえジビエ解体処理施設）

1 申請者の概要

平成 年 月 日現在

フリガナ	
施設の名称	
フリガナ	
施設の所在地	〒
フリガナ	
代表者職氏名	
建設年月日	
食肉解体処理 許可番号及び 初回許可日	
営業時間	
休業日	
営業日が特定 期間の場合に は、その期間	

2 解体処理状況等の概要

取扱い獣種別、 年間取扱い予 定頭数	ニホンジカ 頭／年 ・ イノシシ 頭／年
受入する 主な捕獲方法	
受入する 主な捕獲場所	

注1：施設の図面を添付すること。

注2：施設の外観、室内、金属探知機、衛生検査道具（自己検査の場合）等の写真を添付すること。

注3：販売しようとする精肉（冷凍）を各部位1ブロックずつ添付すること。

（規格A4版）

第2 - 2号様式（第5の3の（1）関係）

みえジビエ登録申請調書（みえジビエの食べられるお店）

1 申請者の概要

平成 年 月 日現在

フリガナ			
店舗名			
フリガナ			
店舗所在地	〒		
フリガナ			
代表者職氏名			
営業時間			
休業日			
席数		駐車場台数	

注1：施設の外観、室内の写真を添付すること。

2 みえジビエを料理して提供する場合

料理ジャンル			
食材の対象とする獣種、使用部位、年間使用見込量	ニホンジカ	部位：	数量：
	イノシシ	部位：	数量：
食材とするみえジビエの調達先	調達先名： 所在地：		

3 みえジビエを原料とした加工品を調理して提供する場合

料理ジャンル	
使用するみえジビエを原料とした加工品名	

第2 - 3号様式（第5の3の（1）関係）

みえジビエ登録申請調書（みえジビエの買えるお店）

1 申請者の概要

平成 年 月 日現在

フリガナ	
申請店舗名	
フリガナ	
店舗所在地	〒
フリガナ	
代表者職氏名	
営業時間	
休業日	

注1：施設の外観、室内の写真を添付すること。

2 みえジビエを販売する場合

食肉販売許可 番号及び初回 許可日					
みえジビエの 調達先					
ニホンジカの 販売部位及び 商品形態	部位				
	商品形態				
イノシシの 販売部位及び 商品形態	部位				
	商品形態				

3 みえジビエを原料とした加工品を販売する場合

加工品名					
年間販売 予定数量					

第2 - 4号様式（第5の3の（1）関係）

みえジビエ登録申請調書（みえジビエを原料とした加工品製造施設）

1 申請者の概要

平成 年 月 日現在

フリガナ	
製造者の名称	
フリガナ	
製造所の所在	〒
フリガナ	
代表者職氏名	

注1：施設の外観、製造場所等の写真を添付すること。

2 製造する加工品の概要

商品の名称			
希望小売価格	税込み価格＝		
原料の野生獣種		使用する部位	
加工前の原料の総重量	(単位) / 1商品あたり		
みえジビエの重量	(単位) / 1商品あたり		
原料のみえジビエ仕入れ先			
商品の概要			

注1：申請する当該加工品の現物を3個添付すること。

注2：申請する当該加工品の写真、ラベル写真を添付すること。

注3：肉ではなく、野生獣肉の加工品を原料として使用する場合は、「使用する部位」を「使用する加工品名」に、「みえジビエの重量」を「原料となる加工品使用量」に、「みえジビエ仕入れ先」を「原料となる加工品の製造元」に読み替えること。

誓約書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

私は、みえジビエ登録制度への申請を行うにあたり、下記のとおりであることを誓約します。

なお、登録後でも、虚偽の申請、申請内容と異なる内容、危害発生時の対応等で、みえジビエ制度の登録者として相応しくないと判断される場合には、登録を抹消されても、異議申し立てを行いません。

また、登録を抹消されたことによる損害賠償等は、一切請求を行いません。

記

- 1 みえジビエ登録制度申請に係る提出書類の記載事項は、事実と相違ありません。
- 2 みえジビエ登録制度実施要領を遵守します。
- 3 みえジビエ登録制度申請内容に変更を生じた場合には、速やかにその旨、報告します。
- 4 登録後に、食の安全性に関わる重篤な事故等が発生した場合には、速やかに自主回収等を行い、被害が拡大しないように取り組みます。

（みえジビエの食べられるお店の登録の場合は、下記を追記）

- 5 みえジビエ料理の提供は、通年もしくは毎年3ヶ月以上の期間で複数年の提供を行います。

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住所；

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏名； 印

第4号様式(第5の3の(6)関係)

営業許可証明願

平成 年 月 日

保健所長 へ

(法人、団体については、主たる事務所の所在地)

住所:

(法人、団体については、名称及び代表者職氏名)

氏名:

印

下記のことについて証明願います。

業種	
住所	
営業所所在地	
屋号	
営業者氏名	
許可・届出番号	
有効期間・届出年月日	
過去5年以内の行政処分の有無	無・有 (「有」の場合、期間と処分内容を記載)

営業許可証明書

番 号

上記証明願の内容に相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

保健所長

(規格A4版) ※必要事項が記載されていれば、この様式によらない。

事 務 連 絡
平成 年 月 日

食品安全課長 あて

フードイノベーション課長

みえジビエ登録制度にかかる申請内容の確認について

このことについて、申請書が提出されましたので、下記のとおり、許可事実等に間違いがないか確認のうえ、回答をお願いします。

記

- 1 許可名義人
- 2 施設名(屋号)
- 3 施設所在地
- 4 許可業種
- 5 許可番号
- 6 有効期間
- 7 その他、特記・留意事項

第6 - 1号様式（第7の1関係）（認登録の場合）

農林水第 - 号
平成 年 月 日

申請者 あて

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏名：

三重県知事

印

みえジビエ登録制度審査通知書

平成 年 月 日付けで申請のありましたみえジビエ登録制度への登録について
審査した結果、登録を認めますので、通知します。

記

1 登録番号

みえジビエ第 - 号

2 登録区分

3 登録施設名

4 所在地

5 登録日

6 その他、特記事項

みえジビエ登録証

(Mie Gibier Certified Wild Game Processing Establishment)

登録番号：みえジビエ第〇 - 〇〇号

Registration number:

登録区分：〇〇〇〇〇

Registration type:

登録施設名：〇〇〇〇〇

Establishment name:

所在地：三重県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

Location:

登録日：平成 年 月 日

Registration date:

登録有効期間：平成 年 月 日まで

Effective period:

貴施設は、みえジビエ登録制度に登録された
ことを証する

This establishment has been registered as a wild game processing establishment in accordance with Mie Gibier guidelines and quality standards.

平成 年 月 日

三重県知事 (知事名)

〇〇〇〇〇〇 (知事名・苗字ローマ表示)

Governor of Mie Prefecture

みえジビエのお店

(Mie Gibier Certified Wild Game Distributor)

本施設は、三重県のみえジビエ登録制度に
基づき、登録されているお店です

This establishment has been registered as a wild game distributor
in accordance with Mie Gibier guidelines and quality standards.

三重県
Mie Prefecture

※サイズは、A4版（横）程度とする。

※必要事項が記載されていれば、この様式によらない。

第6 - 2号様式（第7の1関係）（否登録の場合）

農林水第 ー 号
平成 年 月 日

申請者 あて

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏名：

三重県知事

印

みえジビエ登録制度審査通知書

平成 年 月 日付けで申請のありましたみえジビエ登録制度への登録について
審査した結果、登録は見送ることになりましたので、通知します。

記

1 意見

2 その他、特記事項

みえジビエ登録台帳

申請（登録） 事業者名			
代表者役職・氏名			
所在地			
電話番号		FAX 番号	
E-mail アドレス			
当初申請日		登録の可否	
登録を認めなかった場合の理由			
登録日（更新日）	登録区分	登録番号	
特記事項			

第8号様式（第9の1関係）

みえジビエ登録制度登録内容変更申請書

平成 年 月 日

三重県知事あて

登録番号：みえジビエ第 - 号

登録区分：

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住 所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏 名： 印

みえジビエ登録制度実施要領第9に基づき、下記のとおり登録内容の変更を申請します。

記

変更事項	
新	旧

第9号様式（第11の1関係）

みえジビエ関連取扱い実績報告書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

登録番号：みえジビエ第 - 号

登録区分：

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住 所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏 名： 印

みえジビエ登録制度実施要領第11に基づき、平成 年度の実績を下記のとおり報告します。

記

1 実績

販売量（生産量） の状況	<ul style="list-style-type: none">※ みえジビエ解体処理施設登録者は、解体処理を行った野生獣種別の頭数、部位別の販売数量を記入すること。※ みえジビエの食べられるお店登録者で、食材としてみえジビエを使用した場合には、食材としたみえジビエの野生獣種別の使用量、料理メニュー名別の販売期間、販売数量を記入すること。 また、みえジビエを原料とした加工品を調理して提供した場合には、使用したみえジビエを原料とした加工品名、使用量、提供メニュー名、販売数量を記入すること。※ みえジビエの買えるお店登録者で、生肉（冷凍肉含む）を販売又は斡旋した場合は、仕入れ先別、野獣種別の部位別の販売数量（斡旋数量）を記入すること。 また、みえジビエを原料とした加工品を販売した場合には、販売した加工品名、販売数量を記入すること。※ みえジビエを原料とした加工品製造登録者は、原料獣種別の使用数量、製造品名、製造数量を記入すること。
-----------------	--

2 登録継続の意思

希望する

・

希望しない

申請者 あて

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）

住所：

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）

氏名：

三重県知事

印

みえジビエ登録制度登録取消通知書

みえジビエ登録制度実施要領第13に基づき、登録を取消しますので通知します。

記

- 1 取消となる登録の登録番号
みえジビエ第 ー 号
- 2 取消となる登録の登録区分
- 3 取消となる登録の登録施設名
- 4 取消となる登録の所在地
- 5 取消となる登録の登録日
- 6 登録を取消した理由

第 11 号様式（第 15 の 2 関係）

みえジビエ事故等発生通知書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

（法人、団体については、主たる事務所の所在地）
住所；

（法人、団体については、名称及び代表者職氏名）
氏名； 印

みえジビエ登録制度実施要領第 15 の 2 に基づき、下記のとおり報告します。

記

登録番号	みえジビエ第 - 号
登録区分	
当該品名	
事故等の内容	※発生日時、発生内容等を具体的に記入すること。
対応方針 及び 対応結果	※どのような方針で対応し、対応結果はどうだったかを記入すること。